

応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時において避難所生活に必要な応急生活物資等（以下「物資」という。）を調達することについて、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、寒川町内で、地震、風水害、大火災、感染症パンデミック、その他の災害が発生、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資調達の協力を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲が乙に対して行う物資の調達要請は、原則として、文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第4条 乙は、前条の調達要請を受けた時は、特別な理由が無い限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。
2 乙は、自身の被災等で前条の調達要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の調達の見通しを甲に連絡するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力する場合は、その要請事項を実施するための措置を採るとともに、その措置の状況について甲に報告するものとする。

（物資の調達範囲）

第6条 甲が乙に調達を要請する物資は、別表第1「物資一覧表」に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（物資の運搬・引き渡し）

第7条 乙は、甲との調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。なお、乙が運搬することが困難な際は、甲に協力を求めることができる。
2 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名するものを派遣し、要請にかかる物資を確認の上、乙から引き渡しを受けるものとする。

（費用）

第8条 甲の要請により乙が調達した物資の費用及び運搬に要した費用は、第3条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（連絡体制及び情報交換）

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく協力が円滑に実施されるよう連絡体制を定めるとともに、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

（法令の遵守）

第10条 乙は、この協定に規定する行為を行うに当たっては、各種法令を遵守するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期限満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月22日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村俊雄



乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号
中北薬品株式会社
代表取締役 中北馨介



物資一覧表

項目	種類
医薬品	医薬品 消毒剤
衛生材料	マスク 紙おむつ (幼児用・大人用) 生理用品 ニトリル手袋 包帯 ガーゼ
医療器具	体温計 (腋下型、非接触型)
食品・飲料水	粉ミルク 液体ミルク 哺乳瓶 離乳食 お茶 飲料水
日用品	タオル ティッシュ 濡れティッシュ トイレットペーパー

※上記以外の物資についても、甲乙協議の上、対応が可能であれば対象とすることができる。